



子どもの 健やかな 成長のために

養育費とは

子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活に必要な費用です。

離婚によって親権者でなくなった親であっても、子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

※相談窓口については、
裏面をご覧ください。

養育費の取り決め

養育費は、子どものためのものです。子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

養育費の取り決めは、口約束ではなく、書面、できれば公正証書を作成しましょう。

なお、離婚時の取り決めや、その後の金額の変更について、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

国の相談窓口

養育費相談支援センター

養育費や面会交流に関する相談を受け付けています。

☎0120-965-419(フリーダイヤル)

☎03-3980-4108(携帯・PHS)

月・火・木・金曜日 / 10:00～20:00

水曜日(祝日除く) / 12:00～22:00

土曜日・祝日 / 10:00～18:00

地域のひとり親支援相談窓口

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外の市町村にお住まいの方

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

養育費相談に加え、ひとり親の方の就業相談・支援を行います。

☎0466-90-3601 月～土曜日(祝日除く) / 10:00～16:00

横浜市にお住まいの方

横浜市母子家庭等就業・自立支援センター ～ひとり親サポートよこはま～

養育費セミナー開催のほか、離婚に関する法律相談、ひとり親の方への就労相談・支援を行っています。

☎045-663-4188 月～金曜日(祝日除く) / 9:00～20:30

川崎市にお住まいの方

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

女性弁護士による法律相談(8月を除く毎月第2金曜日)・養育費講座(年1回)等を実施しています。

☎044-733-1166 火・木・土・日 / 9:00～17:00 水・金 / 9:00～21:00

※休所日 月、第2・4日曜、祝日、年末年始、月曜日が祝日の場合の翌日

相模原市にお住まいの方

ひとり親の方の総合的な相談・支援の窓口です。

養育費等に関する、無料の弁護士相談の予約も受け付けています。

■緑子育て支援センター

☎042-775-8815 月～金曜日(祝日除く) / 9:00～17:00

■中央子育て支援センター

☎042-769-9221 月～金曜日(祝日除く) / 9:00～17:00

■南子育て支援センター

☎042-701-7700 月～金曜日(祝日除く) / 9:00～17:00

横須賀市にお住まいの方

横須賀市こども育成部こども青少年給付課

養育費の取り決めについて、相談を受け付けています。

公正証書等作成や養育費保証契約の補助制度も行っています。

就職転職や資格取得についても、ご相談ください。

☎046-822-0133 月～金曜日(祝日除く) / 8:30～17:00

※お住まいの地域の福祉事務所(町村においては県保健福祉事務所)でも養育費に関する相談を受け付けています。



その他の相談窓口

法テラス(日本司法支援センター)

法制度に関する情報提供や相談窓口の案内を行います。

法テラス神奈川 ☎0570-078308 月～金曜日 / 9:00～21:00

法テラス川崎 ☎0570-078309 土曜日 / 9:00～17:00

法テラス小田原 ☎0570-078311



神奈川県

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部 子ども家庭課 家庭福祉グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045 (210) 4671(直通)

県HP「養育費相談
について」

